平成29年9月の市民の声(全7通のうち5通)

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇通行止めと市民バス

【ご意見・ご提案など】

いつもお世話になっております。

このたび深沢橋改修工事にともない 12 月まで全面通行止めと伺いました。会社の会議と重なってしまい工事説明会には出席できませんでした。

聞くところによると市民バスも工事の間深沢は通らないと聞きました。工事の間は歩行者も橋を渡れないとのことですので路線バスには乗れません。

私たち車での移動手段を持っている者にとっては大した問題ではないでしょうが、深沢でも市民バスを待っている人を時たま見かけることがありました。その方々は全く移動手段をたたれてしまいます。

こんな時こそ市民バスに期待したいと思うのは間違いでしょうか。何か良い方法がないものかと考えてしまいます。

(平成 29 年 9 月 11 日)

【お返事】

市民バスは、地域公共交通協議会で、基本となる路線、バス停、時刻表を設定し、交通事業者がその路線のバス運行を運輸局から認可を受けて運行している路線バスです。バスの運行につきましては、市と交通事業者間で協議を行いますが、安全面や乗客への影響などを検討し、交通事業者の意見を反映していかなければなりません。

深沢橋の工事については、県から情報提供を受け、県、市、バス運行事業者(南越後観光バス)で協議を行いました。他の橋を使用して深沢区に行くことを検討しましたが、迂回距離が長くなるため市民バスの運行時刻への影響が大きく、他の乗客の迷惑になるため断念しました。

一方、市では深沢橋の完全通行止めに伴う小中学生の通学のため、臨時のスクールバスを運行しています。そこで、路線バス以外に交通手段のない方がスクールバスに同乗できないかを検討しました。その結果、9月19日から午前7時50分に深沢ふれあいセンター前~五十沢小学校前の往路1便を、小学校の下校時刻に五十沢小学校前~深沢ふれあいセンター前の復路1便の臨時バスに同乗でき

ることとなりました。

往復1便であること、復路は学校行事などの影響で時間が変わるなど、利便性 は劣りますがご理解をお願いいたします。また、対応策の開始が遅れましたこと、 お詫びいたします。

(担当:都市計画課)

問合せ:秘書広報課 2773-6658

◇公用車の使用について

【ご意見・ご提案など】

「南魚沼市」とドアに書かれた軽のワンボックスが毎日留まっている家があるが、市の車で通勤しているのではないのか?市の車での通勤は認められているのか?交通費の支給はされていないのか?何年も前からずっとです。

(平成 29 年 9 月 20 日)

【お返事】

ご意見をいただいた公用車は、獣医師が業務のために使用しています。家畜等の急病などに対応するため、公用車の中に必要な備品等が常備され、夜間でも駆けつけられるような体制をとっております。

こうした特殊性があるため「南魚沼市所有車両の貸与に関する規程」を設け、 一般の公用車と扱いを分けて獣医師に貸与しています。なお、この場合は通勤手 当を支給していませんので、ご理解をお願いいたします。

(担当:総務課)

問合せ:秘書広報課 2773-6658

◇民間業社の紹介について

【ご意見・ご提案など】

この間、木とプラスチック系を持って行ったんですけど、「これはちょっと大きいから無理」とか色々言われて、最後は「ここの業社に行って」と言われました。広域って「市」が運営してるんじゃないんですか?それなのに民間の企業を紹介するって何か違和感がありました。

(平成 29 年 9 月 21 日)

【お返事】

市内島新田に立地しているごみ処理施設は、かつては広域連合で設置・運営をしていましたが、現在は南魚沼市が設置・運営を行っています。

市の可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設では、一般家庭から出されるほとんどの廃棄物(ごみ)を処理することができます。しかし、現有設備では対応できない大きさのものや、専門業者でなければ処理できない処理困難物、法律で処理方法が決められているものなどもあります。

この施設で対応できる大きさは、おおむね 2m以内のものです。破砕機に入らないものは処理できません。また、コンクリート、建築廃材、ガスボンベ、消火器、廃油、農薬などの処理困難物や、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの家電 4 品目も処理することができません。

これらの処理について市に問い合わせがあった場合は、把握している範囲で処理専門業者をご案内しています。市民の利便性を考え、民間業者であっても紹介しています。(複数ある場合は、複数の業者をお伝えしています)このたび搬入されたものも、市内では特定の1社でしか処理できないため、ご案内したものと推察いたします。

ご案内の仕方に問題があったようなので、今後は丁寧でわかりやすい説明に努めたいと考えます。特定の企業を優遇するものではありませんので、ご理解をお願い申し上げます。

(担当:廃棄物対策課)

問合せ:秘書広報課 四773-6658

◇悪臭について

【ご意見・ご提案など】

ある豚舎の付近を通るとものすごい悪臭がする。他所の豚舎や牛舎ではそれほど臭いを感じないが、かなり離れてる地区にまで悪臭がする。以前にも市政ポストにも似たような投稿があったようだが、私も近くを通るだけでも気分が悪くなってしまう。 改善されている気がしない。

臭いを減らす対策をもっととってほしい。南魚沼を代表する美味しい肉なのだから飼育している環境がこのようだと残念です。

(平成29年9月24日)

【お返事】

悪臭防止法第3条には「市長は住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する 必要がある住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場におけ る事業活動にともなって発生する悪臭原因物を規制する地域として指定しなけ ればならない」とあり、同法第4条で「規制地域について、特定悪臭物質の種類 ごとに規制基準を定めなければならない」と規定されております。

南魚沼市では、事業所に対する悪臭相談がほとんどなかったため、これまで悪臭防止法に基づく規制地域の指定をしてきておりませんでした。このため、現在は法に基づく改善勧告や、改善命令などの措置ができません。

しかし、同法第 14 条の「国民の責務」という項目には、「周辺区域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国や地方公共団体が実施する悪臭防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない (抜粋)。」とあり、改善に対して協力を求めることが可能です。

今回のご相談と同様の案件が昨年もあったことから、市としても規制区域の指 定について検討を始めたいと考えております。

今回は、ご相談があったことを養豚業者に伝え、防臭対策などについて現地調査を行いました。業者によれば「防臭対策については、大学教授などの専門家のアドバイスを受けながら最善の方法を採用している」とのことでした。具体的には、微生物由来の有機薬剤を週2回、畜舎内全体に噴霧器で散布しているそうです。1回の散布で、おおよそ3日間は防臭効果が持続するそうです。

昨年も同様の相談があったことから、散布回数を増やすなど、更なる防臭対策を要請してまいりました。前述したように、現在は協力を求めることしかできないので、ご理解をお願いします。

日常生活に支障をきたすような悪臭が続くようであれば、すぐにご一報くださ

い。改めて業者に申し入れを行います。

(担当:環境交通課)

問合せ:秘書広報課 2773-6658

◇ミサイルと防災サイレン

【ご意見・ご提案など】

市役所の皆様お疲れ様です。

今日の朝に北朝鮮から発射されたミサイルの件でお伺いしたいのですが、前回 の発射時と今日の発射時も新潟県が対象地域になっていたにも関わらず、防災サ イレンで市民に注意喚起など情報を知らせて頂けないのは何故なのでしょう か?

前回の発射時は自宅の方へ居たのでニュースなどですぐに情報を知る事は出来たのですが、今日は農繁期で朝から稲刈り準備の為に外へ出掛けて居たので自宅に居らず、携帯電話も持ち歩いていなかったので、数時間後に自宅へ戻ってから2度目の発射をニュースで知り、恐怖を覚えました。

これから市全域も農繁期に入り市民の大勢の方が自宅に居ないなど、コンバインに乗っていて携帯のJアラートも鳴ったとしても聞こえないなど考えられると思うので、何か市の方で対策はして頂けないでしょうか?

農繁期中は高齢の祖父、祖母を自宅に置いたままにしているのでとても不安です。

(平成29年9月15日)

【お返事】

現在、南魚沼市では北朝鮮からのミサイル発射等の緊急事態発生時の情報伝達に、緊急速報メール(エリアメール)、登録制防災メール、FMゆきぐにへの緊急割り込み放送で対応しています。

報道等で紹介されている野外スピーカーやサイレンは、同報系防災行政無線と呼ばれるものです。南魚沼市でも、平成17年度の防災行政無線導入時に導入を検討いたしました。しかし、導入済み自治体の実例として、雨や風が激しいときは聞こえないこと、山間地では電波状況に問題があることなどの理由から設置を見送りました。

しかしながら、ご意見にあったように携帯電話を所持していない方、テレビや ラジオの近くにいない方もおられます。

その対応として、現在、消防サイレンを利用して国民保護のサイレン音を放送 する方法について検討を行っていますので、ご理解をお願いします

(担当:総務課)

問合せ:秘書広報課 ☎773-6658